

ドイツからの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置について

平成28年11月18日

今般、ドイツにおいて高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）の発生が確認されたことから、平成28年11月14日付けで同国からの生きた家きん、家きん肉等について輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

記

1 輸入停止措置の対象地域

ドイツ全域

2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 生きた家きん（鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも目の鳥類並びにそれらの初生ひなに限る。以下同じ。）
- (2) 家きんの肉、臓器等及びそれらの加工品
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びそれらの加工品

ただし、(2) 及び (3) の品目のうち、平成28年10月18日以前にと殺又は採卵されたものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであること（平成28年10月18日までに加工、梱包まで終了していることが必要。）をドイツ政府が証明しているものは除く。

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛